建設職能

社団法人 東京建設職能組合連合会
年4回発行（5、8、11、1月）
東京都新宿区市谷田町2－26 〒162-0843
TEL 03（3268）6343（代表）
FAX 03（3260）1045
アドレス info@kenshoku.or.jp
ホームページ http://www.kenshoku.or.jp
発行人 渡辺喜重
講読料は組合費に含まれています

(社)東京建設職能組合連合会 主な関係行事予定

5・16	職能新聞132号発行	
5・10	定例連絡会議	理事会
5・27	第65回通常総会	〃
	東京都職業能力開発協会	総会
6・3	バリアフリー推進協議会	総会
6・10	定例連絡会議	
6・12～	管外研修旅行（静岡県）	
6・中	建築組合連盟・四役会	
6・20	安全衛生推進大会	
7・上	編集委員会	
7・11	定例連絡会議	建築組合連盟・総会
	労働保険・申告納付日	
7・下	木振協・総会	
〃	職能新聞133号発行	

22年度第2回通常総会

平成二十三年度事業・収支予算案決定！
「一般社団」の設立へ向けて 更なる健全運営を！
―満場一致で承認される―

会長　渡辺喜重

(社)東京建設職能組合連合会は、去る三月二十八日(月)に建設職能会館・大会議室にて「平成二十二年度第二回通常総会」を開催し、平成二十三年度の事業計画・一般会計・特別会計について審議し、全案件が原案通り、満場一致で承認可決された。

収支予算案編成にあたり

●不安定な社会情勢が続き、新設住宅着工件数は横ばいが続くが、その中で組織の強化を高め、財務状況の健全化への対策を行いながら、あらゆる状況に対応出来る運営を行う。

また、今年度は組合員数の月あたり換算を昨年度の四千六百人から四千三百人と推計し、(三百人減ー会費収入換算二百八十八万円減)総体的に収支が均衡した予算案で理事会の承認を経た。

基本的事項並びに主要点

●消費者に対する安心・安全・安らぎの提供が不可欠となっている「住宅瑕疵担保責任保険」をはじめ「住宅版エコポイント」等に関する情報提供に更に努め、知識向上と技術力向上に努める。

●構成会員の社会的地位や資質の向上を目指し、関係法令・制度の周知・情報提供・経営相談等を行う。

●「一般社団法人」へ向けての現・団体組織の強化・活性化対策を図るとともに、平成25年11月が期限となる公益法人制度改革への移行を早急に行う。

●行政や関係団体との連携を推進しながら、業界の活性化と都民の住文化、住生活の向上に寄与していく。

事業計画概要

●本会の事業に各催事により組合員との相互理解と結束力を高め、国保組合との共催体制、情報交換等を行い、積極的な運営に努める。

●優良事業者育成等を目指し、建築施工に係わる関係法令や制度の周知徹底と経営相談、研修、講習等の確保や提供に努める。

●社会情勢の変化や進展に遅れないよう、建設業許可や公的資格等の取得を促し、指導活動と情報収集を行う。

●機関紙やホームページ上に業界情報を更に広く分かりやすく掲載する。

●共済事業や労災保険への加入を促進し、組合員らが安心して働ける環境づくりを目指して行く。

今後も「一般社団法人」に向けた取組みに更に努力をして行くことを大きく掲げ、総会提出案件は原案通り満場一致の拍手で承認可決され、三時に閉会した。

この度の「東北関東大震災」による被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます

平成23年度　収支予算概要

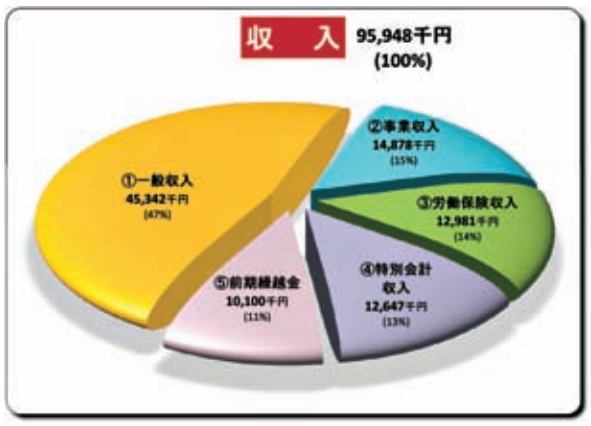

収入の部

(単位・千円)

	内　容	予算額
① 一般収入		
会費収入	構成組合員4,300名(月額800円・年間)	41,280
その他	賀詞交歓会、利子、雑収入、繰戻金、取崩金	4,062
② 事業収入		
経営・指導	各種許可・資格取得、住宅エコポイント、法改正他	1,522
能開・安対	木技、耐震、住宅改修、安全各種講習会	1,145
教育研修	時局講演会、研修会他	4,200
広報・顕彰	国保だより・分担金、表彰、業者大会他	910
厚生・共済	各種共済関係	7,101
③ 労働保険収入		12,981
④ 特別会計収入		12,647
⑤ 前期繰越金	繰越(累計)額	10,100
収入合計		95,948

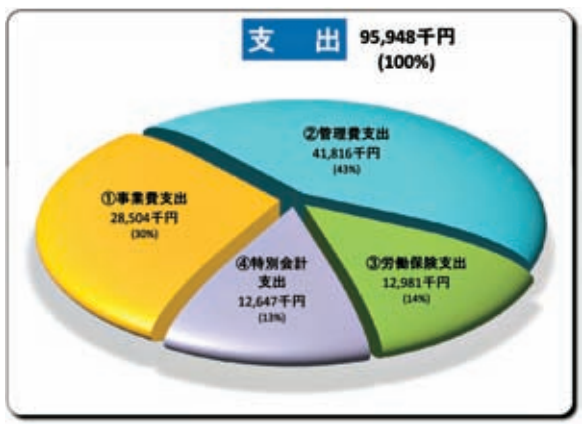

支出の部

(単位・千円)

	内　容	予算額
① 事業費支出		
調査研究	業界関連情報収集・研究・図書事業他	2,300
経営・指導	各種許可・資格取得、住宅エコポイント、法改正他	1,481
能開・安対	技能・技術関係資格、労安他	1,537
教育研修	講演会、住宅新法等、各種研修会他	5,950
広報・顕彰	建設職能機関紙発行、功労者表彰等他	3,770
厚生・共済	各種共済事業、給付事務他	8,241
地域活動	地区活動・啓蒙運動	251
積立金	事業準備・財政調整	2,500
その他	各事業予備費等	2,474
② 管理費支出	人件、会議、事務所、賀詞交歓、総務費	41,816
③ 労働保険支出		12,981
④ 特別会計支出		12,647
支出合計		95,948

(単位・千円)

① 一般収入	45,342
② 事業収入	14,878
③労働保険収入	12,981
④特別会計収入	12,647
⑤ 前期繰越金	10,100
収入合計	95,948

(単位・千円)

① 事業費支出	28,504
② 管理費支出	41,816
③労働保険支出	12,981
④特別会計支出	12,647
支出合計	95,948

トピックス

1面　・第2回通常総会開催される
2面　・改正廃棄物処理法
　　・お知らせ
3面　・「丸のこ」作業における労災防止と注意点
　　・顧問税理士のご紹介
　　・法律相談コーナー
4面　東京建設職能国保組合報
　　・第42回通常組合会終える
　　・インフルエンザ予防接種の費用を補助します

支部組合紹介 私が組合長です

蒲田建具職組合　石川　一見

蒲田畳業組合　石記　哲史

蒲田表具襖内装組合　斉藤　孝雄

大田建設職能組合　井上　宗弘

蒲田建築組合　清水　捷利

大田建設組合　小島　康雄

杉並建築組合　中島　進

大田緑地組合　佐藤　博

玉川建築組合　鍵山　幸弘

愛宕建築職別組合　福田　勇

大森建築組合　高橋　又男

東京表具経師組合　佐藤　岩夫

東調布建築組合　清水　禧一

平成23年4月1日施行 廃棄物処理法改正 どうなるの？!!

改正廃棄物処理法が平成23年4月1日から施行され、不法投棄が多い建設系廃棄物について、政令や通知で定められていた廃棄物の罰則は、法改正のたびに強化され、今では環境犯罪の中で最も重くなっている状況です。特に、最近は排出事業者に対する罰則が顕著で、これは、排出事業者の意識を変えることにより、不法投棄などの不適正処理を防止することを意味しています。

建設廃棄物に関する規制強化

不法投棄が多い建設系廃棄物について、元請の排出事業者責任は、今までも、同様の扱いでしたが先例等でうやむやになっていたものが、初めて明文化され、これにより、下請業者が廃棄物を運搬その他の処理をする場合、産業廃棄物処理業の許可が必須になります。

排出事業者に関する規制強化

建設工事については、排出事業者は元請業者であり、下請業者が排出元（元請）として処分することも多かったようですが、これが通用しなくなり下請業者が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負うになりますので、慣例による認識を改める必要があります。

排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処理を他人に委託する場合には、最終処分終了までの処理行程が適正に行われているか、処理の状況に関する確認などを行うことが、明確に努力義務化されています。

【排出事業者による現地視察で直接処理状況の確認】

（最終処分場の残余容量が十分か、中間処理施設は稼働しているか、在庫が未処理のままか等）

マニフェスト（A票）保管の義務化

排出事業者が、交付したマニフェスト（A票）と返送されたマニフェスト（E票など）を照合して違反の有無をチェックするため、交付したマニフェストの控え（A票）を5年間保存しなければならない。【別表1参照】

①平成23年4月1日以降交付した管理票から対象となる。

②保管期間は、最終処分の旨が記載された管理を受けた日から5年間

③運搬受託者及び処分受託者は管理票の交付を受けないで廃棄物の引き渡しを行ってはならない。(電子マニフェストは除く)

【罰則】6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

〈別表1〉

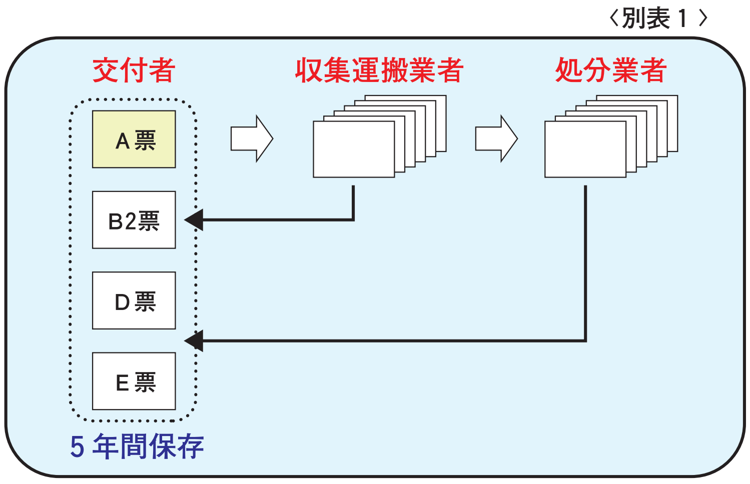

もし廃棄物処理法違反が発生した場合、どのような罰則を受ける可能性がありますか？

排出事業者がマニフェストにかかわる義務に違反した場合は、「マニフェスト確認義務違反」以外は罰則の適用を受けます。また、委託基準違反及び委託業者が不適正処理を行った場合は廃棄物処理法の罰則が適用されるとともに、排出事業者も委託業者同様、現状復帰などの措置命令の対象にもなります。（委託業者が違反行為に対する都道府県知事の勧告に従わなかった場合は、公表→命令措置→罰則の対象となります。）【別表2参照】

廃棄物処理法改正点の〝まとめ〟

今回の改正は、排出事業者（建設事業者）に関わる点が多く、対応によっては会社のイメージアップにもダウンにもつながります。

改正のポイントは、建設廃棄物の排出事業者の皆様には、廃棄物処理を委託する業者とは直接、書面で契約を結び、優良認定を受けた事業者を選ぶことと、廃棄物の維持管理情報や現地視察などを行うことで、常に委託先の状態を把握し、適正に滞りなく処理されていることを確認することが必要であると思います。

〈別表2〉

～罰則の強化～

対象となる違反行為	罰則
不法投棄・不法焼却・無確認輸出（未遂も含む） 無許可営業、無許可施設設置 許可の不正取得 事業停止命令違反、措置命令違反、委託違反 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理基準違反など	5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 ＊青字は、法人重課の対象であり、法人に対して、*3億円*以下の罰金刑（※）
委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（予備罪）など	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科
欠格要件に該当した場合の届出違反、 使用前検査の受検義務違反、マニフェスト義務違反 *保管の事前届出違反* *マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反* *処理困難時の委託者への通知義務・通知保存義務違反* など	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告、立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 *定期検査の拒否・妨害・忌避* など	30万円以下の罰金
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出、実施状況報告義務違反 など	20万円以下の過料

赤字斜字部分 が今回の改正部分

※法人重課　両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為者よりも高くすること。

「東北関東大震災」義援金について

被災地への義援金の合計額が、百四十三万五千五百円になりました。温かいご支援をありがとうございました。㈳東京建設職能組合連合会として、日本赤十字社に委託（納金）致します。

お知らせ

平成二十三年度 第六十五回通常総会の開催について

㈳東京建設職能組合連合会
会長　渡辺　喜重

第六十五回通常総会を左記により開催致します

記

一、開催日時
平成二十三年 五月二十七日(金)・午後二時～

一、開催場所
新宿区市谷田町二―二十六 建設職能会館・大会議室

一、提出議案（予定）
承認に関する件

第一号議案
・平成二十二年度 事業報告に関する件

第二号議案
・平成二十二年度一般会計 収支決算報告に関する件

第三号議案
・平成二十二年度 労働保険事務組合会計 収支決算報告に関する件

第四号議案
・定款変更に関する件

◎3面「税務相談票」見本

社団法人　東京建設職能組合連合会
受付番号

税理士　外崎淳一郎
TEL 03(3812)0521
FAX 03(3812)0165

税務相談票（建設職能会員専用）

◎会員からの電話税務相談（但し、30分以内とする）
相談内容はすべて他人に知れることはありません

申込日：平成　年　月　日

申込者氏名		職業	
自宅住所	〒	電話	
		FAX	
所属組合名	〒	電話	

相談の種類：
1. 法人の会計・税務　2. 個人事業の確定申告
3. 消費税の会計・税務申告　4. 事業承継に伴う税金の問題
5. 相続税や贈与税の相談　6. 不動産の売却・贈与に伴う税金の問題
7. その他

相談の概要：

第七回「パソコン教室」開催決定！

「ワード・エクセル、パワーポイント」を使いながら、チラシ作成にトライしましょう！

開催日時　6月21日・28日・7月5日（毎週火曜日）
講習時間　5時間×3日間
開催場所　職業能力開発センター高齢者校（ホテルエドモンド隣り）
受講料　四千九百円（全て込み）
定員　三十人（先着順）

「施設見学会」の開催について

見学地　花王・東京工場 ガスの科学館
開催日時　9月16日（金）8時30分～15時30分
参加費　二千五百円（全て込み）
定員　四十五人（先着順）

管外研修旅行のお知らせ 初夏の静岡県焼津温泉へ！

担当幹事　佐藤　博（大田緑地組合）
神谷正博（東京瓦事業協同組合）

期日　6月12日（日）～13日（月）

集合・出発
午前7時半　1号車（蒲田駅東口）、2・3号車（職能会館）

定員　バス3台・百二十名

コース（1日目）市ヶ谷―㈳沼津倶楽部・若山牧水記念館―駿府城址・紅葉山公園―焼津グランドホテル
（2日目）焼津大覺寺全珠院寺―静岡浅間神社―富士竹類植物園

会費　二万六千円

申込締切　6月3日（金）必着！

蒲田左官職組合　木内　征夫

六本木建築組合　昆　惣一

麻布建設組合　河野　賢雄

三田土建組合　渡邉　勝

東京木挽組合　代表者　林　以一

江東建築業組合　斎藤　慶司

江東建業組合　代表者　児玉太吉夫

城東建築組合　安達　勲

東京都瓦工事職能組合　村社　正行

東京都塗装工業組合　井口　光一

本郷建築組合　石井　武

建設職能文京支部　代表者　富所由紀子

北区表具経師組合　望月　一志

労災事故が多発しています！
「丸のこ」の取扱いに注意しましょう！

丸のこ等は、木造家屋建築工事に限らず建設業全体に幅広く使用されており、携帯用丸のこ盤は手軽に取り扱えることから、建設業における「切れ、こすれ等」の労災事故が多く、「墜落・転落」に次ぐ勢いとなっている。

「丸のこ」による災害事例

昨年の「丸のこ」による労災事故の主な災害事例は次のとおりであった。

●「丸のこ」にてベニヤ版を切断する際、手で材料を送ったら手と指が歯に触れ負傷した。
●腰かけに座った状態で「携帯丸のこ」で木を切断していた時、手からすべり落ち右足の太ももを負傷した。
●大量の木材を「携帯丸のこ」にて切断していた時に手が滑り、右足の太ももの上に落下し、出欠多量で死亡した。
●「丸のこ」の安全装置の点検をしていなかったため、はねた木片が腹を直撃し、死亡した。

このように「丸のこ」に対する使用方法の誤りや不慣れが重大な事故に繋がることが多く、死に至るケースも少なくない。

なぜ起こるのか？発生原因は？

これら災害の主な原因としては、
●取扱いの不慣れ。
●安全カバーの機能を無効にして使用した。
●作業姿勢が悪かった。
●日頃、「丸のこ」の安全装置等の点検を行わなかった。
●事業主による安全衛生教育が徹底していなかった。等があげられる。

ぜひ受講しよう「丸のこ等取扱い作業講習会」

「丸のこ」による労災事故を減らすため厚生労働省において、「特別教育に準じた教育」として、携帯用丸のこ盤を用いた作業に従事する者に対する安全衛生教育実施要領を新たに定め、東京都をはじめ関係団体に対し、この教育の実施について周知徹底をを行う要請がありました。

建設職能組合では、携帯用丸のこ盤による労災事故を減少させるため、「丸のこ等取扱い作業講習会」を11月に開催することになりました。

ぜひ受講され、「丸のこ」の使用方法等を十分に理解され、労災事故を事前に防止するようにしよう。

第4回クロスワードパズル

■に入る漢字は何でしょう？

①住所 ②氏名 ③電話 ④所属組合をご記入の上、ファックス（03-3260-1045）かメール（info@kenshoku.or.jp）、はがきにて6月30日（木）までにご応募下さい。正解者の中から抽選で2名の方に5千円分の全国百貨店共通商品券が当たります。

奮ってご応募下さい！

光	白	波
視		曲
破	単	直

当選者は次号（7月下旬発行予定）に掲載いたします。

前号クロスワードパズル当選者発表

前号は60名以上のご応募を頂き、次の2名の方が当選されました。おめでとうございました。

毛利　登志雄　様（玉川建築組合）
金井　恭子　様（江東建築業組合）

顧問税理士のご紹介

新しく顧問になられた外崎淳一（とのさきじゅんいち）先生を迎え、今後の「一般社団」に向けた会計処理並びに認可申請等に携わって戴きます。

税務相談コーナーの新設

また、建設職能組合では、外崎先生による「税務相談コーナー」を新たに設け、会社経営や税金に関する税務に関する相談を受付けます。

ぜひご利用下さい。

※税務相談票の見本は、2面の「お知らせ」の欄をご覧さい。その他、詳細は追ってホームページ等でご連絡します。

外崎会計事務所
☎3812−0521

若い職員で活気のある外崎会計事務所

新任組合長のご紹介

東京表具経師組合
佐　藤　岩　夫
（平成23年4月4日～）

蒲田左官職組合
木　内　征　夫
（平成23年5月1日～）

住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」

◆事業者届出申請
◆保険契約申込手続き　など

中途加入受付中

団体割引適用されます！

●団体交通事故傷害保険「交通事故に備えは万全ですか？」
●新・建設工事総合補償制度「建物に関する全ての工事をこれひとつで補償」

詳しくは建設職能までお問い合わせ下さい。

法律相談シリーズ（その⑭）
借地上の建物は建て替えられるの？　パート1

Q．父が借地に自宅を建てて住んでいるのですが、建物が古くなったので、建て替えて住むか、第三者に売りたいと思っています。借地でも可能でしょうか？

今回は、建て替えについて説明します。

建て替える場合……改築の承諾

A．本来は、借地上の建物を増築したり建て替えたりすることは借地人の自由です。しかし、通常、借地契約には、「増改築をする場合には事前に地主の承諾を得なければならない」という特約（増改築禁止特約）が入っているため、この特約があるときに、地主の承諾の無いまま増改築をしてしまうと、地主から契約違反として借地契約を解除されて、土地の明渡しを迫られることになってしまいます。

ですから、この特約のあるときは、必ず事前に、地主に建物の設計図面などを提示して増改築についての承諾を貰って下さい。

借地人から承諾を求められると、地主は、通常、承諾料と引替えに、増改築を承諾するのが一般的です。どうしても地主が承諾してくれないときは、裁判所から地主の承諾に代わる許可を出してもらうことができます。裁判所は、増改築について許可を出す代わりに、承諾料の支払いを命じることがほとんどです。

改築の承諾料は？

そこで、承諾料の金額が問題となります。承諾料の金額については明確な基準がなく、地方によっても慣習が異なります。裁判所はさまざまな事情を考慮して承諾料の金額を決定します。東京地方裁判所では、借地に建物がなく更地だったと仮定した場合の土地の地価（更地価格）を出し、その更地価格の3％～5％程度を目安に承諾料の金額を決定しています。

第三者に売却する場合については次回説明します。

※身の回りで何かお困りのことがありましたら、お気軽に柴田総合法律事務所へご連絡を下さい。

柴田総合法律事務所
建設職能・顧問弁護士
柴田　弘子
☎56889−34881

哀悼

つつしんでお悔みを申し上げ、こころよりご冥福をお祈りいたします。

清水政次氏（城南建設）八十二歳
中村占太郎氏（昭南建設）七十二歳
髙橋正行氏（蒲田塗装工業）七十四歳
増田雄一氏（東調布建設）五十三歳
野口良雄氏（八王子南多摩建築）七十三歳
竹内隆氏（西部建設）六十六歳
松田理氏（狛江建設）六十三歳
児矢野仟氏（月島建設業）七十三歳
小田川啓介氏（蒲田建具職）八十二歳
小間弘氏（東京造園業）七十四歳
中川幸雄氏（昭南建設）八十四歳

一般社団法人
早稲田建設業組合　杉嵜　守彦
中央畳工組合　代表者　新藤　一郎
月島建設業組合　三上　義信
江戸川土建組合　高橋　文雄
荻窪建築組合　代表者　今野　八喜
北多摩建築組合　大久保和男
八王子南多摩建築組合　矢内　勇吉
東京瓦事業協同組合　神谷　正博
狛江建設組合　小川　登
大田区塗装業組合　代表者　田口　亨二
昭南建設組合　野口伊佐夫
東京建具協同組合　塚田　義信
蒲田塗装工業組合　高橋　一敏

平成23年度事業計画・予算を承認

保険料は今年度も据置き

法令遵守体制を整備

国保組合は2月25日、新宿区市ヶ谷の建設職能会館で通常組合会を開催し、平成23年度事業計画、5年連続となる保険料の据置き、今年度から新設されたインフルエンザ予防接種補助金を含む予算案、法令遵守体制の整備に関する基本方針などを審議し、いずれも原案通り承認された。

組合会は、午後2時から議員20名と理事・監事の出席により開かれ、野口理事長の挨拶に続き、小山孝司議長（東京瓦事業協同組合）により、「組合規約の一部改正について」、「平成23年度事業計画について」、「平成23年度予算案について」、「法令遵守体制の整備について」の4議案について審議が行われた。

規約改正
法令遵守担当理事の設置

組合規約を一部改正し、理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、「法令遵守体制の整備に関する基本方針」を理事会で策定し、組合会の承認を受けることとなった。

これは、先頃問題となった、国保組合の規約に定められた以外の職種の人の不適正加入や、法人でありながら個人事業所と偽り、厚生年金への加入と健康保険の適用除外承認を受けないまま加入していた偽装加入などへの対策として、厚労省が全国保組合に対して、平成23年度から法令遵守担当理事の設置を義務付けたことなどを受けたものだ。職能国保では既に2月の理事会で清水禧一氏（東調布建築組合）の就任が決定していたが、本組合会で承認された。今年4月1日からは厚労省国保課に国保組合係を新設して、指導監督を強化することとなり、国保組合はより一層の法令遵守の徹底が求められる。

保険料
5年連続で据置き

平成20年度から後期高齢者医療制度が発足し、医療分保険料が後期高齢者支援金分とに分割されたが、保険料総額は変わっていない。被保険者の激減につながった後期高齢者医療制度だが、皮肉にも財政的にはプラス要因となり、平成18年度に改定して以降、5年連続で保険料値上げを回避した。

保健事業
後期高齢者組合員にもインフルワクチン補助

インフルエンザ予防接種の補助制度が新たに始まり、後期高齢組合員も対象となった。その他の保健事業も前年度と同様に行う。

インフルエンザ予防接種の費用を補助します

今秋から

今年度からの新規事業として、インフルエンザ予防接種を受けた方にその費用の一部を補助します。接種日において当組合の資格のあるすべての方（後期高齢者医療制度適用の組合員を含む）が対象で、インフルエンザ接種の種類は問いません。一人あたり、年度内一回までで3千円（ただし接種者が小学生以下であって、2回に分けて接種する方法で、2回分を同時に申請した場合は4千円まで）を限度に補助します。

※補助金の申請は「インフルエンザ予防接種補助金申請書」に必要事項を記入し、領収書の原本（インフルエンザ予防接種であること・金額・接種日・医療機関名・接種者がわかるもの）を添付して所属支部へ提出してください。

国保だより
建設職能会館内
TEL　3260-6441
FAX　3260-7534

◆被保険者数

組合員	4,327人
家　族	5,908人
計	10,235人

（３月末現在）

平成２３年度国保保険料（月額）

1　医療給付費分及び後期高齢者支援金分（据置）

	区　　分	都内居住者	都外居住者
組合員	３０歳　以　上	15，200円	17，200円
	25歳以上30歳未満	11，000円	13，000円
	20歳以上25歳未満	8，000円	10，000円
	２０歳　未　満	5，000円	7，000円
家　族	１人　につき（後期高齢者組合員の家族も含む）	4，300円	4，700円

＊家族は４人まで賦課、５人目からは無料。
＊組合員の年齢は毎年度４月１日現在で判断します。

2　介護納付金分（据置）

区　分	介護保険第2号被保険者	都内・都外居住者
40歳から64歳	組合員・家族とも上記1の保険料に加算	2，000円（1人につき）

＊１日に満４０歳になる場合は、誕生月の前月から納付します。

3　後期高齢者組合員（据置）

区　分	後期高齢者医療制度適用組合員	都内・都外居住者
７５歳以上	後期高齢者医療制度に移行後、被保険者ではない組合員として組合員資格を継続した場合	500円（1人月額）

高齢受給者証が更新されます

前期高齢者（７０歳～７４歳）の方が現在お持ちの高齢受給者証は、本年７月31日で有効期限が切れます。

本年８月１日から１年間有効の高齢受給者証の交付にあたっては、受診の際、窓口で支払う一部負担金の負担割合を再判定する必要があることから、該当する方の所得を確認するため次の①～③のいずれかの確認書類を提出していただくことになりますので、ご協力をお願いいたします。なお、更新についてのご案内は６月中旬頃に所属支部組合を通じてお送りいたします

所　得　確　認（提出）書　類	所属年度	区　　分
① 区（市町村）民税・都（県）民税納税通知書（普通徴収）（写）	２３年度	事業所得者
② 区（市町村）民税・都（県）民税特別徴収税額通知書（特別徴収）（写）	２３年度	給与所得者
③ 区（市町村）民税・都（県）民税課税（非課税）証明書（写）	２３年度	非課税者

被保険者証の裏面がかわりました

平成23年４月１日付で被保険者証が一斉更新されました。

改正臓器移植法が全面施行されたことにより本年度から被保険者証の裏面が変更になっています。（下図）

これは臓器提供に関する個人の意思を尊重するために設けられており、記入は任意となっています。

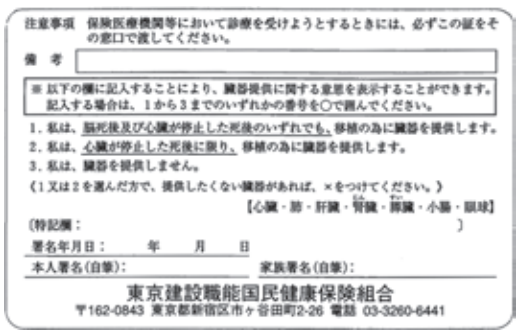
注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備　考
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。
（１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
（特記欄：　　）
署名年月日：　　年　　月　　日
本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：
東京建設職能国民健康保険組合
〒162-0843 東京都新宿区市ヶ谷田町2-26 電話 03-3260-6441

なお、新証は平成24年3月31日まで有効ですが、保険料の滞納等がある場合は有効期限を短縮した「短期被保険者証」が交付されている場合もあります。

◆事務局人事異動

退職

3月31日を以て白神常務理事（70歳）が一身上の理由により退職しました。

採用

4月1日より能勢亜莉寿（のせありす）さんが入局しました。今春女子大を卒業したフレッシュな新人です。よろしくお願いします。

平成23年度予算（総額30億1465万7千円）

歳入				歳出			
	保険料	11億6268万3千円	(38.6%)		組合会費・総務費	1億4899万1千円	(4.9%)
	国庫補助金	10億7644万8千円	(35.7%)		保険給付費	19億7444万9千円	(65.5%)
	都補助金	1億3266万7千円	(4.4%)		後期高齢者支援金等	4億3508万7千円	(14.5%)
	前期高齢者交付金	2億2802万7千円	(7.5%)		介護納付金	2億2279万3千円	(7.4%)
	共同事業交付金	5684万2千円	(1.9%)		共同事業納付金	7580万1千円	(2.5%)
	繰越金	3億4601万1千円	(11.5%)		保健事業費	7623万1千円	(2.5%)
	その他	1197万9千円	(0.4%)		予備費・その他	8130万5千円	(2.7%)

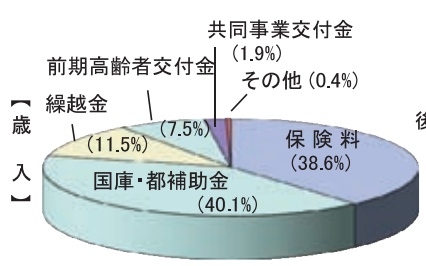

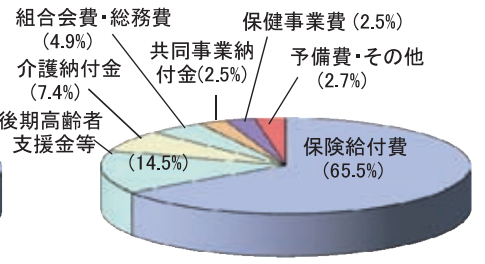

代々木建設組合　吉田　昭二
小岩建築協同組合　川上　廣男
東京造園業組合　渡辺　真史
東調布建設組合　植松　勝己
城南建設組合　南波　行雄
田無保谷建設組合　下田　均
江東板金組合　代表者　谷田川良一
一般社団法人　西部建設厚生協会　植島　清春
練馬建設事業組合　黒田　國男
京浜工業塗装協同組合　石井庄四郎
東京都畳工業協同組合　柳田　孝光
世田谷中小建設業協会　代表者　安東　久子
首都圏建築組合　黒川　修